九　交流電源に起因する電磁波による搬送波の変調度	次に掲げる式による値が（一）三〇デシベル以下 $20\log_{10}[(a-b)/a]$ デシベル aは、搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 bは、搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。
十　その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。）	映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。

2　受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。

一　保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区別	条件
一　搬送波のレベルの変動	一分間において、三デシベル以内
二　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置までの又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）二四デシベル以下
三　搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）四五デシベル以下

二　受信用光伝送装置の入力端子

区別	条件
一　総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）二六デシベル以下
二　搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）四五デシベル以下

第十七条　受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）とが隣接して同時に行われる場合における搬送波（受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっているものについては、映像信号搬送波とする。）は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数の間隔は、映像信号搬送波の下側にあっては四・〇八五メガヘルツ以上、上側にあっては七・八六九メガヘルツ以上であること。

二　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあっては映像信号搬送波に対して（一）二四デシベル以上（一）六デシベル以下、上側にあっては映像信号搬送波に対して（一）二一デシベル以上（一）一五デシベル以下であること。

2　受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等と受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等とが隣接して同時に行われる場合における搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数とデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数（当該有線テレビジョン放送等に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう。）の間隔は、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあっては五・八三五メガヘルツ以上、上側にあっては六・一一九メガヘルツ以上であること。

二　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。以下この号において同じ。）の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあっては、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対して（一）一九デシベル以上（十）一四デシベル以下、上側にあってはデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対して（一）二〇デシベル以上（十）一八デシベル以下であること。

三　標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調となっているものに限る。以下この号において同じ。）の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあってはデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対して（一）一二デシベル以上（十）二〇デシベル以下、上側にあってはデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波に対して（一）八デシベル以上（十）一九デシベル以下であること。

第四節　標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（入力信号の条件）

第十八条　標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号の復調後におけるビット誤り率は、最悪月において九九パーセントの確率で1×10^{-8}以下（短縮化リードソロモン（204,188）符号による誤り訂正前とする。）でなければならない。

（搬送波の周波数）

第十九条　受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一、〇四九・四八、一、〇八七・八四、一、一二六・二〇、一、一六四・五六、一、二〇二・九二、一、二四一・二八、一、二七九・六四、一、三一八・〇〇、一、三九四・七二、一、四三三・〇八及び一、四七一・四四メガヘルツ